

原告適格の参考判例

1 質屋営業許可処分無効確認訴訟

最高裁判所昭和 34 年 8 月 18 日第三小法廷判決・民集 13 卷 10 号 1286 頁

判決要旨

既存の質屋営業者は、第三者に対する質屋営業許可処分の取消を求める法律上の利益を有しない。

2 公衆浴場営業許可処分無効確認訴訟

最高裁判所昭和 37 年 1 月 19 日第二小法廷判決・民集 16 卷 1 号 57 頁

判決要旨

既存の公衆浴場営業者は、第三者に対する公衆浴場営業許可処分の無効確認を求める訴の利益を有しないとはいえない。

3 東京第12チャンネルテレビジョン放送局開設免許取消訴訟

最高裁判所昭和 43 年 12 月 24 日第三小法廷判決・民集 22 卷 13 号 3254 頁

判決要旨

甲および乙が競願関係にある場合において、甲の免許申請が拒否され、乙に免許が付与されたときは、甲は、乙に対する免許処分の取消訴訟を提起することができるほか、自己に対する拒否処分のみ取消訴訟を提起することができる。

4 主婦連ジュース訴訟

最高裁判所昭和 53 年 3 月 14 日第三小法廷判決・民集 32 卷 2 号 211 頁

判決要旨

一 不当景品類及び不当表示防止法 10 条 6 項にいう「第一項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

二 不当景品類及び不当表示防止法の規定にいう一般消費者であるというだけでは、公正取引委員会による公正競争規約の認定に対し同法 10 条 6 項の規定に基づく不服申立をする法律上の利益を有するとはいえない。

5 長沼ナイキ基地訴訟

最高裁判所昭和 57 年 9 月 9 日第一小法廷判決・民集 36 卷 9 号 1697 頁

判決要旨

一 保安林の指定につき森林法 27 条 1 項にいう「直接の利害関係を有する者」は、右指定の解除処分取消訴訟の原告適格を有する。

二 農業用水の確保を目的とし、洪水予防、飲料水の確保の効果をも配慮して指定された保安林の指定解除により洪水緩和、濁水予防上直接の影響を被る一定範囲の地域に居住する住民は、森林法 27 条 1 項にいう「直接の利害関係を有する者」として、右解除処分取消訴訟の原告適格を有する。

6 伊達火力発電所訴訟

最高裁判所昭和 60 年 12 月 17 日第三小法廷判決・裁判集民事 146 号 323 頁

判決要旨

公有水面埋立法（昭和 48 年法律第 84 号による改正前）第 2 条の埋立免許及び同法第 22 条の竣功認可の取消訴訟につき、当該公有水面の周辺の水面において漁業を営む権利を有するにすぎない者は、原告適格を有しない。

原告適格の参考判例

7 里道用途廃止処分取消訴訟

最高裁判所昭和 62 年 11 月 24 日第三小法廷判決・裁判集民事 152 号 247 頁、訟務月報 34 卷 4 号 700 頁

判決要旨

里道が個別的具体的な利益をもたらしている、その用途廃止により生活に著しい支障が生ずるとする特段の事情は認められないときは、里道の用途廃止処分の取消しを求める原告適格を有しない。

8 新潟空港訴訟

最高裁判所平成元年 2 月 17 日第二小法廷判決・民集 43 卷 2 号 56 頁

判決要旨

定期航空運送事業免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる飛行場周辺住民は、当該免許の取消しを訴求する原告適格を有する。

9 近鉄特急料金訴訟

最高裁判所平成元年 4 月 13 日第一小法廷判決・裁判集民事 156 号 499 頁

判決要旨

地方鉄道法（大正 8 年法律第 52 号、昭和 61 年法律第 92 号により廃止）第 21 条による地方鉄道の特別急行料金の改定（変更）の認可処分については、その地方鉄道の路線の周辺に居住し通勤定期券を購入するなどしたうえ日常その地方鉄道が運行している特別急行列車を利用している者であっても、その認可処分の取消しを求める原告適格を有しない。

10 伊場遺跡訴訟

最高裁判所平成元年 6 月 20 日第三小法廷判決・裁判集民事 157 号 163 頁

判決要旨

静岡県指定史跡を研究対象としている学術研究者は、当該史跡の指定解除処分の取消しを訴求する原告適格を有しない。

11 もんじゅ訴訟

最高裁判所平成 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 卷 6 号 571 頁

判決要旨

設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住し、原子炉事故等がもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法第 36 条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。

12 風俗営業許可取消請求事件（診療所の設置者の原告適格）

最高裁判所平成 6 年 9 月 27 日第三小法廷判決・裁判集民事 173 号 111 頁

判決要旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第 6 条第 2 号を受けて制定された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年神奈川県条例第 44 号）第 3 条第 1 項第 3 号所定の診療所等の施設を設置する者が、同号所定の風俗営業制限地域内において風俗営業が許可されたとしてその取消しを求める訴訟において、当該風俗営業の営業所が右地域内に所在しているか否かは実体審理をしなければ判明しない程度に右施設の

原告適格の参考判例

至近距離にあるときは、審理の結果、右営業所が制限地域内に所在していないことが明らかになったとしても、本案につき判決をすべきである。(補足意見がある。)

13 都市計画法の開発許可取消請求事件(開発区域周辺住民の原告適格)

最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決・民集51巻1号250頁

判決要旨

開発区域内の土地が都市計画法(平成4年法律第82号による改正前のもの)33条1項7号にいうがけ崩れのおそれが多い土地等に当たる場合には、がけ崩れ等により生命、身体等に直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消訴訟の原告適格を有する。

14 風俗営業許可処分取消請求事件(風俗営業制限地域居住者の原告適格)

最高裁判所平成10年12月17日第一小法廷判決・民集52巻9号1821頁

判決要旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第1号イの定める基準に従って規定された都道府県の条例所定の風俗営業制限地域に居住する者は、同地域内における風俗営業許可処分の取消しを求める原告適格を有しない。

15 環状6号線道路拡幅事業認可処分等取消訴訟

最高裁判所平成11年11月25日第一小法廷判決・判例時報1698号66頁

判決要旨

都市計画事業の事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学しているが事業地内の不動産につき権利を有しない者は、都市計画法第59条第2項に基づく同事業の認可処分又は同条3項に基づく同事業の承認処分の取消しを求める原告適格を有しない。

16 墓地経営許可処分取消請求事件

最高裁判所平成12年3月17日第二小法廷判決・裁判集民事197号661頁

判決要旨

知事が墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項に基づき大阪府墓地等の経営の許可等に関する条例(昭和60年大阪府条例第3号)第7条第1号の基準に従ってした墓地の経営許可の取消訴訟につき、墓地から300メートルに満たない地域に敷地がある住宅等に居住する者は原告適格を有しない。

17 林地開発行為許可処分取消請求事件

最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決・民集55巻2号283頁

判決要旨

土砂の流出又は崩壊、水害等の災害により生命、身体等に直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、森林法(平成11年法律第87号による改正前のもの)第10条の2による開発許可の取消訴訟の原告適格を有する。

18 総合設計許可取消請求事件[その1]

最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決・民集56巻1号46頁

判決要旨

建築基準法(平成4年法律第82号による改正前のもの)第59条の2第1項に基づくいわゆる総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、同許可の取消訴訟の

原告適格の参考判例

原告適格を有する。

19 総合設計許可取消請求事件 [その2]

最高裁判所平成 14 年 3 月 28 日第一小法廷判決・民集 56 卷 3 号 613 頁

判決要旨

建築基準法（平成 4 年法律第 82 号による改正前のもの）第 59 条の 2 第 1 項に基づくいわゆる総合設計許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者は、同許可の取消訴訟の原告適格を有する。

20 永田町小学校廃止条例取消訴訟

最高裁判所平成 14 年 4 月 25 日第一小法廷判決

判決要旨

東京都千代田区内に設置されていたすべての区立小学校を廃止し、新たに区立小学校 8 校を設置すること等をその内容とする条例は、子が通学していた区立小学校の廃止後に新たに設置され就学校として指定を受けた区立小学校が子らにとって社会生活上通学することができる範囲内にはないものとは認められないときは、一般的規範にほかならず、抗告訴訟の対象となる処分に当たらない。

21 産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求事件に対する補助参加申立て

最高裁判所平成 15 年 1 月 24 日第三小法廷決定・裁判所時報 1332 号 3 頁

決定要旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 9 年法律第 85 号による改正前のもの）第 15 条第 1 項に基づく産業廃棄物のいわゆる管理型最終処分場の設置許可申請に対する不許可処分の取消訴訟において、当該施設から有害な物質が排出された場合に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に当たる者は、補助参加の利益を有する。

原告適格の参考判例

1 質屋営業許可処分無効確認訴訟

最高裁判所昭和 34 年 8 月 18 日第三小法廷判決・民集 13 卷 10 号 1286 頁

判決要旨

既存の質屋営業者は、第三者に対する質屋営業許可処分の取消を求める法律上の利益を有しない。

判決理由

「訴えを提起するには、これにつき法律上の利益あることを必要とするは、訴訟法上の原則であって、行政庁の違法処分の取消を求める訴についても、これと別個に考うべき理由はない。本訴についても、上告人にこれを提起すべき法律上の利益は、これを認め得ない。以上と同趣旨に帰する原判決は正当である。」

正当とされた原判決の判断

「原告は本訴において、被告が質屋営業法第 2 条第 1 項により訴外組合大森支部の申請に基き訴外組合大森支部に質屋営業を許可した処分が無効であるとして、その確認を求めているのであるが、このような第三者に与えた行政庁の許可処分の無効確認の訴は、当該処分によって自己の権利又は法律上の利益が侵害される場合に限り提起できるのであって、単に事実上の不利益を蒙るに過ぎない場合には訴の利益はないと解すべきである。(中略) 質屋営業の営業許可は、質屋営業が庶民金融の重要な部分を占めるものであり、又質物を取扱うのでその性質上犯罪捜査にも関係があつて、社会公共の秩序に影響があるので、一般的に自由な営業を禁じ、許可の申請によって社会公共の秩序を及ぼす虞れのない営業者にこれを許可し、質営業を適法ならしめるもので、右許可によって質屋営業者に独占的な利益を享受する地位を保障するものでも、一定の営業利益を保障するものでもないのである。だから質屋営業者が質屋営業法によって営業方法につき制限される点はあるけれども、その範囲内でいかほどの収益を確保するかということは他の自由な営業者と同様に営業者の全く自由な経済活動に任されているものといわなければならない。従つて原告が訴外組合大森支部の開業によって事実上質屋営業による利益が著しく減じたとしても、その営業利益は法律によって保護される利益ということとはできないから、原告は本訴について訴の利益がないというべく原告の訴えは不適法である。」

原告適格の参考判例

2 公衆浴場営業許可処分無効確認訴訟

最高裁判所昭和 37 年 1 月 19 日第二小法廷判決・民集 16 卷 1 号 57 頁

判決要旨

既存の公衆浴場営業者は、第三者に対する公衆浴場営業許可処分の無効確認を求める訴の利益を有しないとはいえない。

判決理由

「公衆浴場法は、公衆浴場の経営につき許可制を採用し、第2条において、「設置の場所が配置の適正を欠く」と認められるときは許可を拒み得る旨を定めているが、その立法趣旨は、「公衆浴場は、多数の国民の日常生活に必要な欠くべからざる、多分に公共性を伴う厚生施設である。そして、若しその設立を業者の自由に委せて、何等その偏在及び濫立を防止する等その配置の適正を保つために必要な措置が講ぜられないときは、その偏在により、多数の国民が日常容易に公衆浴場を利用しようとする場合に不便を来たすおそれを保し難く、また、その濫立により、浴場経営に無用の競争を生じその経営を経済的に不合理ならしめ、ひいて浴場の衛生設備の低下等好ましからざる営業を来たすおそれなきを保し難い。このようなことは、上記公衆浴場の性質に鑑み、国民保健及び環境衛生の上から、出来る限り防止することが望ましいことであり、従って、公衆浴場の設置場所が配置の適正を欠き、その偏在乃至濫立を来たすに至るがごときことは、公共の福祉に反するものであって、この理由により公衆浴場の経営の許可を与えないことができる旨の規定を設けたのである（中略）。そして、同条はその第3項において右設置場所の配置の基準については都道府県条例の定めるところに委任し、京都府公衆浴場法施行条例は各公衆浴場との最短距離は二百五十米間隔とする旨を規定している。

これらの規定の趣旨から考えると公衆浴場法が許可制を採用し前述のような規定を設けたのは、主として「国民保健及び環境衛生」という公共の福祉の見地から出たものであることはむろんであるが、他面、同時に、無用の競争により経営が不合理化することのないように濫立を防止することが公共の福祉のため必要であるとの見地から、被許可者を濫立による経営の不合理化から守ろうとする意図をも有するものであることは否定し得ないところであって、適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益は、単なる事実上の反射的利益というにとどまらず公衆浴場法によって保護せられる法的利益と解するを相当とする。」

原告適格の参考判例

3 東京第12チャンネルテレビジョン放送局開設免許取消訴訟

最高裁判所昭和 43 年 12 月 24 日第三小法廷判決・民集 22 卷 13 号 3254 頁

判決要旨

甲および乙が競願関係にある場合において、甲の免許申請が拒否され、乙に免許が付与されたときは、甲は、乙に対する免許処分の取消訴訟を提起することができるほか、自己に対する拒否処分のみ取消訴訟を提起することができる。

判決理由

「訴外財団と被上告人とは、係争の同一周波をめぐって競願関係にあり、上告人は、被上告人よりも訴外財団を優位にあるものと認めて、これに予備免許を与え、被上告人にはこれを拒んだもので、被上告人に対する拒否処分と訴外財団に対する免許付与とは表裏の関係にあるものである。そして、被上告人が右拒否処分に対して異議申立てをしたのに対し、上告人は、電波監理審議会の議決した決定案に基づいて、これを棄却する決定をしたものであるが、これが後述のごとき理由により違法たると免れないとして取り消された場合には、上告人は、右決定前の白紙の状態に立ち返り、あらためて審議会に対し、被上告人の申請と訴外財団の申請とを比較して、はたしていずれを可とすべきか、その優劣について判定（決定案についての議決）を求め、これに基づいて異議申立てに対する決定をなすべきである。すなわち、本件のごとき場合においては、被上告人は、自己に対する拒否処分の取消しを訴求しうるほか、競願者（訴外財団）に対する免許処分の取消しをも訴求しうる（ただし、いずれも裁決主義がとられているので、取消しの対象は異議申立てに対する棄却決定となる。）が、いずれの訴えも、自己の申請が優れていることを理由とする場合には、申請の優劣に関し再審査を求める点においてその目的を同一にするものであるから、免許処分の取消しを訴求する場合はもとより、拒否処分のみ取消しを訴求する場合にも、上告人による再審査の結果によっては、訴外財団に対する免許を取り消し、被上告人に対し免許を付与するということもありうるのである。」

原告適格の参考判例

4 主婦連ジュース訴訟

最高裁判所昭和 53 年 3 月 14 日第三小法廷判決・民集 32 卷 2 号 211 頁

判決要旨

一 不当景品類及び不当表示防止法 10 条 6 項にいう「第一項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

二 不当景品類及び不当表示防止法の規定にいう一般消費者であるというだけでは、公正取引委員会による公正競争規約の認定に対し同法 10 条 6 項の規定に基づく不服申立をする法律上の利益を有するとはいえない。

判決理由

「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）10条1項により公正取引委員会がした公正競争規約の認定に対する行政上の不服申立は、これにつき行政不服審査法（以下「行審法」という。）の適用を排除され（景表法11条）専ら景表法10条6項の定める不服申立手続によるべきこととされている（行審法1条2項）が、行政上の不服申立の一種にほかならないのであるから、景表法の右条項にいう「第一項……の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。けだし、現行法制のもとにおける行政上の不服申立制度は、原則として、国民の権利・利益の救済を図ることを主眼としたものであり、行政の適正な運営を確保することは行政上の不服申立に基づく国民の権利・利益の救済を通じて達成される間接的な効果にすぎないものと解すべく、したがって、行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべきであり、そして、景表法の右規定が自己の法律上の利益にかかわりなく不服申立をすることができる旨を特に定めたもの、すなわち、いわゆる民衆争訟を認めたものと解しがたいことは、規定の体裁に照らし、明らかなるところであるからである。

ところで、右にいう法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であって、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきものである。この点を公正競争規約の認定に対する不服申立についてみると、景表法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）が禁止する不公正な取引方法の一類型である不当顧客誘引行為のうち不当な景品及び表示によるものを適切かつ迅速に規制するために、独禁法に定める規制手続の特例を定めた法律であって、景表法1条は、「一般消費者の利益を保護すること」をその目的として掲げている。ところが、まず、独禁法は、「公正且つ自由な競争を促進し……一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」と規定し（1条）公正な競争秩序の維持、すなわち公共の利益の実現を目的としているもの

原告適格の参考判例

であることが明らかである。したがって、その特例を定める景表法も、本来、同様の目的をもつものと解するのが相当である。更に、景表法の規定を通覧すれば、同法は、3条において公正取引委員会は景品類の提供に関する事項を制限し又は景品類の提供を禁止することができることを、4条において事業者に対し自己の供給する商品又は役務の取引について不当な表示をしてはならないことを定めるとともに、6条において公正取引委員会は3条の規定による制限若しくは禁止又は4条の規定に違反する行為があるときは事業者に対し排除命令を発することができることを、9条1項、独禁法90条3号において排除命令の違反に対しては罰則の適用をもってのぞむことを、それぞれ定め、また、景表法10条1項において事業者又は事業者団体が公正取引委員会の認定を受けて公正競争規約を締結し又は設定することができることを定め、同条2項において公正取引委員会が公正競争規約の認定をする場合の制約について定めている。これらは、同法が、事業者又は事業団体の権利ないし自由を制限する規定を設け、しかも、その実効性は公正取引委員会による右規定の適正な運用によって確保されるべきであるとの見地から公正取引委員会に前記のような権限を与えたとともにその権限行使の要件を定める規定を設け、これにより公益の実現を図ろうとしていることを示すものと解すべきであって、このように、景表法の目的とするところは公益の実現にあり、同法1条にいう一般消費者の利益の保護もそれが直接的な目的であるか間接的な目的であるかは別として、公益保護の一環としてのそれであるというべきである。してみると、同法の規定にいう一般消費者も国民を消費者としての側面からとらえたものというべきであり、景表法の規定により一般消費者が受ける利益は、公正取引委員会による同法の適正な運用によって実現されるべき公益の保護を通じ国民一般が共通してもつにいたる抽象的、平均的、一般的な利益、換言すれば、同法の規定の目的である公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益であって、本来私人等権利主体の個人的な利益を保護することを目的とする法規により保障される法律上保護された利益とはいえないものである。もとより、一般消費者といっても、個々の消費者を離れて存在するものではないが、景表法上かかる個々の消費者の利益は、同法の規定が目的とする公益の保護を通じその結果として保護されるべきもの、換言すれば、公益に完全に包摂されるような性質のものにすぎないと解すべきである。したがって、仮に、公正取引委員会による公正競争規約の認定が正当にされなかつたとしても、一般消費者としては、景表法の規定の適正な運用によって得られるべき反射的な利益ないし事実上の利益が得られなかつたにとどまり、その本来有する法律上の地位には、なんら消長はないといわなければならない。そこで、単に一般消費者であるというだけでは、公正取引委員会による公正競争規約の認定につき景表法10条6項による不服申立をする法律上の利益をもつ者であるということではできないのであり、これを更に、「果汁等を飲用するという点において、他の一般の消費者と区別された特定範囲の者」と限定してみても、それは、単に反射的な利益をもつにすぎない一般消費者の範囲を一部相対的に限定したにとどまり、反射的な利益をもつにすぎない者であるという点において何ら変わりはないのであるから、これをもつて不服申立をする法律上の利益をもつ者と認めることはできないものといわなければならない。

また、上告人らの主張する商品を正しく特定させる権利、よりよい取引条件で果汁を購入する利益、果汁の内容について容易に理解することができる利益ないし表示により内容

原告適格の参考判例

を知つて果汁を選択する権利等は、ひつきよう、景表法の規定又はその適正な運用による公益保護の結果生ずる反射的利益にすぎないものと解すべきであつて、これらの侵害があることをもつて不服申立をするについて法律上の利益があるものといふことはできず、上告人らは、本件公正競争規約の認定につき景表法10条6項に基づく不服申立をすることはできないものといふべきである。」

原告適格の参考判例

5 長沼ナイキ基地訴訟

最高裁判所昭和 57 年 9 月 9 日第一小法廷判決・民集 36 卷 9 号 1697 頁

判決要旨

一 保安林の指定につき森林法 27 条 1 項にいう「直接の利害関係を有する者」は、右指定の解除処分取消訴訟の原告適格を有する。

二 農業用水の確保を目的とし、洪水予防、飲料水の確保の効果をも配慮して指定された保安林の指定解除により洪水緩和、湧水予防上直接の影響を被る一定範囲の地域に居住する住民は、森林法 27 条 1 項にいう「直接の利害関係を有する者」として、右解除処分取消訴訟の原告適格を有する。

判決理由

「森林法（以下「法」という。）上、農林水産大臣は、水源のかん養その他法 25 条 1 項各号に掲げられている目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる」とされており、いつたん保安林の指定があると、当該森林における立木竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取又は土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為が原則として禁止され、当該森林の所有者等が立木の伐採跡地につき植栽義務を負うなど、種々の制限が課せられるほか（法 34 条、34 条の 2）、違反者に対しては、都道府県知事の監督処分が規定されており（法 38 条）また、罰則による制裁も設けられている（法 206 条 3 号ないし 5 号、209 条等）。このように、保安林指定処分は、森林所有者等その直接の名宛人に対しては、私権の制限を伴う不利益処分の性格を有するものであるが、他方、右処分によって達成しようとする目的として法 25 条 1 項各号に掲げるところを通覧すると、それらはおおむね、当該森林の存続によって周辺住民その他の不特定多数者が受ける生活上の利益とみられるものであって、法は、これらの利益を自然災害の防止、環境の保全、風致の保存などの一般的公益としてとらえ、かかる公益の保護、増進を目的として保安林指定という私権制限処分を定めたものと考えられるのである。

ところで、一般に法律が対立する利益の調整として一方の利益のために他方の利益に制約を課する場合において、それが個々の利益主体間の利害の調整を図るというよりもむしろ、一方の利益が現在及び将来における不特定多数者の顕在的又は潜在的な利益の全体を包含するものであることに鑑み、これを個別的利益を超えた抽象的・一般的な公益としてとらえ、かかる公益保護の見地からこれと対立する他方の利益に制限を課したものとみられるときには、通常、当該公益に包含される不特定多数者の個々人に帰属する具体的利益は、直接的には右法律の保護する個別的利益としての地位を有せず、いわば右の一般的公益の保護を通じて附随的、反射的に保護される利益たる地位を有するにすぎないとされているものと解されるから、そうである限りは、かかる公益保護のための私権制限に関する措置についての行政庁の処分が法律の規定に違反し、法の保護する公益を違法に侵害するものであっても、そこに包含される不特定多数者の個別的利益の侵害は単なる法の反射的公益の侵害にとどまり、かかる侵害を受けたにすぎない者は、右処分の取消しを求めるについて行政事件訴訟法 9 条に定める法律上の利益を有する者には該当しないものと解すべきである。しかしながら、他方、法律が、これらの利益を専ら右のような一般的公益の中に吸収解消せしめるにとどめず、これと並んで、それらの利益の全部又は一部につきそれ

原告適格の参考判例

が帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとするのももとより可能であって、特定の法律の規定がこのような趣旨を含むものと解されるときは、右法律の規定に違反してされた行政庁の処分に対し、これらの利益を害されたとする個々人においてその処分の取消しを訴求する原告適格を有するものと解することに、なんら妨げはないというべきである。

これを前記森林法所定の保安林指定処分についてみるのに、右処分が一般的公益の保護を目的とする処分とみられることは前記のとおりであるが、法は他方において、利害関係を有する地方公共団体の長のほかに、保安林の指定に「直接の利害関係を有する者」において、森林を保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができるものとし（法27条1項）また、農林水産大臣が保安林の指定を解除しようとする場合に、右の「直接の利害関係を有する者」がこれに異議があるときは、意見書を提出し、公開の聴聞手続に参加することができるものとしており（法29条、30条、32条）これらの規定と、旧森林法（明治40年法律第43号）24条においては「直接利害ノ関係ヲ有スル者」に対して保安林の指定及び解除の処分に対する訴願及び行政訴訟の提起が認められていた沿革とをあわせ考えると、法は、森林の存続によって不特定多数者の受ける生活利益のうち一定範囲のものを公益と並んで保護すべき個人の個別的利益としてとらえ、かかる利益の帰属者に対し保安林の指定につき「直接の利害関係を有する者」としてその利益主張をすることができる地位を法律上付与しているものと解するのが相当である。そうすると、かかる「直接の利害関係を有する者」は、保安林の指定が違法に解除され、それによって自己の利益を害された場合には、右解除処分に対する取消しの訴えを提起する原告適格を有する者ということが出来るけれども、その反面、それ以外の者は、たといこれによってなんらかの事実上の利益を害されることがあっても、右のような取消訴訟の原告適格を有するものとすることはできないというべきである。

そこで進んで法27条1項にいう「直接の利害関係を有する者」の意義ないし範囲について考えるのに、法25条1項各号に掲げる目的に含まれる不特定多数者の生活利益は極めて多種多様であるから、結局、そのそれぞれの生活利益の具体的内容と性質、その重要性、森林の存続との具体的な関連の内容及び程度等に照らし、「直接の利害関係を有する者」として前記のような法的地位を付与するのが相当であるかどうかによって、これを決するほかはないと考えられる。」

原告適格の参考判例

6 伊達火力発電所訴訟

最高裁判所昭和 60 年 12 月 17 日第三小法廷判決・裁判集民事 146 号 323 頁

判決要旨

公有水面埋立法（昭和 48 年法律第 84 号による改正前）第 2 条の埋立免許及び同法第 22 条の竣功認可の取消訴訟につき、当該公有水面の周辺の水面において漁業を営む権利を有するにすぎない者は、原告適格を有しない。

判決理由

「上告人らは、本件埋立免許及び本件竣功認可の取消しを請求して本件訴えを提起しているところ、行政処分取消訴訟は、その取消判決の効力によって処分の法的効果を遡及的に失わせ、処分の法的効果として個人に生じている権利利益の侵害状態を解消させ、右権利利益の回復を図ることをその目的とするものであり、行政事件訴訟法9条が処分の取消しを求めるについての法律上の利益といているのも、このような権利利益の回復を指すものである。したがって、処分の法的効果として自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に限って、行政処分取消訴訟の原告適格を有するものというべきであるが、処分の法律上の影響を受ける権利利益は、処分がその本来的效果として制限を加える権利利益に限られるものではなく、行政法規が個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている権利利益もこれに当たり、右の制約に違反して処分が行われ行政法規による権利利益の保護を無視されたとする者も、当該処分の取消しを訴求することができるものと解すべきである。そして、右にいう行政法規による行政権の行使の制約とは、明文の規定による制約に限られるものではなく、直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により当然に導かれる制約を含むものである。

これを本件についてみるに、旧埋立法に基づく公有水面の埋立免許は、一定の公有水面の埋立てを排他的に行って土地を造成すべき権利を付与する処分であり、埋立工事の竣功認可は、埋立免許を受けた者に認可の日をもって埋立地の所有権を取得させる処分であるから、当該公有水面に関し権利利益を有する者は、右の埋立免許及び竣功認可により当該権利利益を直接奪われる関係にあり、その取消しを訴求することができる。（中略）上告人らは、本件公有水面の周辺の水面において漁業を営む権利を有するにすぎない者というべきであるが、本件埋立免許及び本件竣功認可が右の権利に対し直接の法律上の影響を与えるものでないことは明らかである。そして、旧埋立法には、当該公有水面の周辺の水面において漁業を営む者の権利を保護することを目的として埋立免許権又は竣功認可権の行使に制約を課している明文の規定はなく、また、同法の解釈からかかる制約を導くことも困難である。」

原告適格の参考判例

7 里道用途廃止処分取消訴訟

最高裁判所昭和 62 年 11 月 24 日第三小法廷判決・裁判集民事 152 号 247 頁、訟務月報 34 卷 4 号 700 頁

判決要旨

里道が個別的具体的な利益をもたらしている、その用途廃止により生活に著しい支障が生ずるといふ特段の事情は認められないときは、里道の用途廃止処分の取消しを求める原告適格を有しない。

判決理由

「本件里道が上告人に個別的具体的な利益をもたらしている、その用途廃止により上告人の生活に著しい支障が生ずるといふ特段の事情は認められず、上告人は本件用途廃止処分の取消しを求めるにつき原告適格を有しないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」

判決で正当とされた原判決の理由

「一般に公共用物は、その管理者がこれを公共の用に供していることの反射的利益として、一般公衆においてこれを利用する自由を享有するにすぎず、右利用をもって法律上保護された利益ということとはできないから、利用者ということのみで公共用物の廃止処分の取消訴訟の原告適格を肯定し得ないことはいうまでもない。しかしながら、公共用財産であっても、特定個人の日常生活に個別性の強い具体的な利益をもたらしている、その廃止によって日常生活上著しい支障が生ずるといふ特段の事情が認められる場合については、その使用利益をもって法的に保護された利益とみて右と別異に解する余地がないではない。そこでこれを本件についてみるに、(中略)前記の特段の事情があるということとはできず、(中略)したがって、本件において、原告が本件用途廃止処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有せず原告適格に欠けることは明らかである。」

原告適格の参考判例

8 新潟空港訴訟

最高裁判所平成元年2月17日第二小法廷判決・民集43巻2号56頁

判決要旨

定期航空運送事業免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる飛行場周辺住民は、当該免許の取消しを訴求する原告適格を有する。

判決理由

「取消訴訟の原告適格について規定する行政事件訴訟法9条にいう当該処分取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであるが、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもっぱら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するといえることができる（最高裁昭和49年（行ツ）第99号同53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁、最高裁昭和52年（行ツ）第56号同57年9月9日第一小法廷判決・民集36巻9号1679頁参照）。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられているとみることができるかどうかによって決すべきである。

右のような見地に立つて、以下、航空法（以下「法」という。）100条、101条に基づく定期航空運送事業免許につき、飛行場周辺に居住する者が、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音により障害を受けることを理由として、その取消しを訴求する原告適格を有するか否かを検討する。

法は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠しているものであるが、航空機の航行に起因する障害の防止を図ることをその直接の目的の一つとしている（法1条）。この目的は、右条約の第16附属書として採択された航空機騒音に対する標準及び勧告方式に準拠して、

法の一部改正（昭和50年法律第58号）により、航空機騒音の排出規制の観点から航空機の型式等に応じて定められた騒音の基準に適合した航空機につき運輸大臣がその証明を行う騒音基準適合証明制度に関する法20条以下の規定が新設された際に、新たに追加されたものであるから、右にいう航空機の航行に起因する障害に航空機の騒音による障害が含まれることは明らかである。

ところで、定期航空運送事業を営もうとする者が運輸大臣の免許を受けるときに、免許基準の一つである、事業計画が経営上及び航空保安上適切なものであることについて審査を受けなければならないのであるが（法100条1項、2項、101条1項3号）、事業計画には、当該路線の起点、寄航地及び終点並びに当該路線の使用飛行場、使用航空機の型式、運航回数及び発着日時ほかの事項を定めるべきものとされている（法100条2項、航空法施行規則210条1項8号、2項6号）。そして、右免許を受けた定期航空運送事業者は、免許に

原告適格の参考判例

係る事業計画に従って業務を行うべき義務を負い（法108条）また、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を要するのである（法109条）。このように、事業計画は、定期航空運送事業者が業務を行ううえで準拠すべき基本的規準であるから、申請に係る事業計画についての審査は、その内容が法1条に定める目的に沿うかどうかという観点から行われるべきことは当然である。

更に、運輸大臣は、定期航空運送事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、事業改善命令の一つとして、事業計画の変更を命ずることができるのであるが（法112条）右にいう公共の福祉を阻害している事実には、飛行場周辺に居住する者に与える航空機騒音障害が一つの要素として含まれることは、航空機の航行に起因する障害の防止を図るといふ、前述した法1条に定める目的に照らし明らかである。また、航空運送事業の免許権限を有する運輸大臣は、他方において、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音による障害の防止等を目的とする公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律3条に基づき、公共用飛行場周辺における航空機の騒音による障害の防止・軽減のために必要があるときは、航空機の航行方法の指定をする権限を有しているのであるが、同一の行政機関である運輸大臣が行う定期航空運送事業免許の審査は、関連法規である同法の航空機の騒音による障害の防止の趣旨をも踏まえて行われることが求められるといわなければならない。

以上のような航空機騒音障害の防止の観点からの定期航空運送事業に対する規制に関する法体系をみると、法は、前記の目的を達成する一つの方法として、あらかじめ定期航空運送事業免許の審査の段階において、当該路線の使用飛行場、使用航空機の型式、運航回数及び発着日時など申請に係る事業計画の内容が、航空機の騒音による障害の防止の観点からも適切なものであるか否かを審査すべきものとしているといわなければならない。換言すれば、申請に係る事業計画が法101条1項3号にいう「経営上及び航空保安上適切なもの」であるかどうかは、当該事業計画による使用飛行場周辺における当該事業計画に基づく航空機の航行による騒音障害の有無及び程度を考慮に入れたうえで判断されるべきものである。したがって、申請に係る事業計画に従って航空機が航行すれば、当該路線の航空機の航行自体により、あるいは従前から当該飛行場を使用している航空機の航行とあいまって、使用飛行場の周辺に居住する者に騒音障害をもたらすことになるにもかかわらず、当該事業計画が適切なものであるとして定期航空運送事業免許が付与されたときに、その騒音障害の程度及び障害を受ける住民の範囲など騒音障害の影響と、当該路線の社会的効用、飛行場使用の回数又は時間帯の変更の余地、騒音防止に関する技術水準、騒音障害に対する行政上の防止・軽減、補償等の措置等との比較衡量において妥当を欠き、そのため免許権者に委ねられた裁量の逸脱があると判断される場合がありうるのであって、そのような場合には、当該免許は、申請が法101条1項3号の免許基準に適合しないのに付与されたものとして、違法となるといわなければならない。

そして、航空機の騒音による障害の被害者は、飛行場周辺の一定の地域的範囲の住民に限定され、その障害の程度は居住地域が離着陸経路に接近するにつれて増大するものであり、他面、飛行場に航空機が発着する場合に常にある程度の騒音が伴うことはやむをえないところであり、また、航空交通による利便が政治、経済、文化等の面において今日の社会に多大の効用をもたらしていることにかんがみれば、飛行場周辺に居住する者は、ある

原告適格の参考判例

程度の航空機騒音については、不可避のものとしてこれを甘受すべきであるといわざるをえず、その騒音による障害が著しい程度に至つたときに初めて、その防止・軽減を求めるための法的手段に訴えることを許容するような利益侵害が生じたものとせざるをえないのである。このような航空機の騒音による障害の性質等を踏まえて、前述した航空機騒音障害の防止の観点からの定期航空運送事業に対する規制に関する法体系をみると、法が、定期航空運送事業免許の審査において、航空機の騒音による障害の防止の観点から、申請に係る事業計画が法101条1項3号にいう「経営上及び航空保安上適切なもの」であるかどうかを、当該事業計画による使用飛行場周辺における当該事業計画に基づく航空機の航行による騒音障害の有無及び程度を考慮に入れたうえで判断すべきものとしているのは、単に飛行場周辺の環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、飛行場周辺に居住する者が航空機の騒音によって著しい障害を受けないという利益をこれら個々人の個別的利益としても保護すべきとする趣旨を含むものと解することができるのである。したがって、新たに付与された定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、当該飛行場を使用する各種航空機の騒音の程度、当該飛行場の一日の離着陸回数、離着陸の時間帯等からして、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。」

原告適格の参考判例

9 近鉄特急料金訴訟

最高裁判所平成元年4月13日第一小法廷判決・裁判集民事156号499頁

判決要旨

地方鉄道法（大正8年法律第52号、昭和61年法律第92号により廃止）第21条による地方鉄道の特別急行料金の改定（変更）の認可処分については、その地方鉄道の路線の周辺に居住し通勤定期券を購入するなどしたうえ日常その地方鉄道が運行している特別急行列車を利用している者であっても、その認可処分の取消しを求める原告適格を有しない。

判決理由

「地方鉄道法（大正8年法律第52号）21条は、地方鉄道における運賃、料金の定め、変更につき監督官庁の認可を受けさせることとしているが、同条に基づく認可処分そのものは、本来、当該地方鉄道の利用者の契約上の地位に直接影響を及ぼすものではなく、このことは、その利用形態のいかんにより差異を生ずるものではない。また、同条の趣旨は、もっぱら公共の利益を確保することにあるのであって、当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することにあるのではなく、他に同条が当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することを目的として認可権の行使に制約を課していると解すべき根拠はない。そうすると、たとえ上告人らが近畿日本鉄道株式会社の路線の周辺に居住する者であって通勤定期券を購入するなどしたうえ、日常同社が運行している特別急行旅客列車を利用しているとしても、上告人らは、本件特別急行料金の改定（変更）の認可処分によって自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるといふことができず、右認可処分の取消しを求める原告適格を有しない。」

原告適格の参考判例

10 伊場遺跡訴訟

最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決・裁判集民事157号163頁

判決要旨

静岡県指定史跡を研究対象としている学術研究者は、当該史跡の指定解除処分を取消しを訴求する原告適格を有しない。

判決理由

「本件史跡指定解除処分の根拠である静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号。以下「本件条例」という。）は、文化財保護法（以下「法」という。）98条2項の規定に基づくものであるが、法により指定された文化財以外の静岡県内の重要な文化財について、保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としている（1条）。本件条例において、静岡県教育委員会は、県内の重要な記念物を県指定史跡等に指定することができ（29条1項）、県指定史跡等がその価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる（30条1項）こととされている。これらの規定並びに本件条例及び法の他の規定中に、県民あるいは国民が史跡等の文化財の保存・活用から受ける利益をそれら個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を明記しているものはなく、また、右各規定の合理的解釈によっても、そのような趣旨を導くことはできない。そうすると、本件条例及び法は、文化財の保存・活用から個々の県民あるいは国民が受ける利益については、本来本件条例及び法がその目的としている公益の中に吸収解消させ、その保護は、もっぱら右公益の実現を通じて図ることとしているものと解される。そして、本件条例及び法において、文化財の学術研究者の学問研究上の利益の保護について特段の配慮をしていると解しうる規定を見出すことはできないから、そこに、学術研究者の右利益について、一般の県民あるいは国民が文化財の保存・活用から受ける利益を超えてその保護を図ろうとする趣旨を認めることはできない。文化財の価値は学術研究者の調査研究によって明らかにされるものであり、その保存・活用のためには学術研究者の協力を得ることが不可欠であるという実情があるとしても、そのことによって右の解釈が左右されるものではない。また、所論が掲げる各法条は、右の解釈に反する趣旨を有するものではない。

したがって、上告人らは、本件遺跡を研究の対象としてきた学術研究者であるとしても、本件史跡指定解除処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有せず、本件訴訟における原告適格を有しないといわざるをえない。

論旨は、要するに、文化財の学術研究者には、県民あるいは国民から文化財の保護を信託された者として、それらを代表する資格において、文化財の保存・活用に関する処分の取消しを訴求する出訴資格を認めるべきであるのに、これを否定した原審の判断は、法令の解釈適用を誤つたものである、というのであるが、右のような学術研究者が行政事件訴訟法9条に規定する当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に当たるとは解し難く、また、本件条例、法その他の現行の法令において、所論のような代表的出訴資格を認めていると解しうる規定も存しないから、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」

原告適格の参考判例

11 もんじゅ訴訟

最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁

判決要旨

設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住し、原子炉事故等がもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法第36条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。

判決理由

「行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁昭和49年（行ツ）第99号同53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁、最高裁昭和52年（行ツ）第56号同57年9月9日第一小法廷判決・民集36巻9号1679頁、最高裁昭和57年（行ツ）第46号平成元年2月17日第二小法廷判決・民集43巻2号56頁参照）。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。

行政事件訴訟法36条は、無効等確認の訴えの原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の無効等の確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」の意義についても、右の取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当である。

以下、右のような見地に立って、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）123条、24条に基づく原子炉設置許可処分につき、原子炉施設の周辺に居住する者が、その無効確認を訴求する法律上の利益を有するか否かを検討する。

規制法は、原子力基本法の本質にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うことなどを目的として制定されたものである（1条）。規制法23条1項に基づく原子炉の設置の許可申請は、同項各号所定の原子炉の区分に応じ、主務大臣に対して行われるが、主務大臣は、右許可申請が同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならず、また、右許可をする場合においては、あらかじめ、同項1号、2号及び3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号に規定する基準の適用については、核燃料

原告適格の参考判例

物質及び原子炉に関する安全の確保のための規制等を所管事項とする原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとされている（24条）。同法24条1項各号所定の許可基準のうち、3号（技術的能力に係る部分に限る。）は、当該申請者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、また、4号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右の3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。そして、同法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは「原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

以上説示した見地に立って本件をみるのに、上告人らは本件原子炉から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり（規制法23条1項4号、同法施行令6条の2第一項1

原告適格の参考判例

号、動力炉・核燃料開発事業団法2条1項参照) その電気出力は28万キロワットであって、炉心の燃料としてはウランとプルトニウムの混合酸化物が用いられ、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることが記録上明らかであって、かかる事実を照らすと、上告人らは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるから、本件設置許可処分の無効確認を求める本訴請求において、行政事件訴訟法36条所定の「法律上の利益を有する者」に該当するものと認めるのが相当である。」

原告適格の参考判例

12 風俗営業許可取消請求事件（診療所の設置者の原告適格）

最高裁判所平成6年9月27日第三小法廷判決・裁判集民事173号111頁

判決要旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第2号及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第2号を受けて制定された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第44号)第3条第1項第3号所定の診療所等の施設を設置する者が、同号所定の風俗営業制限地域内において風俗営業が許可されたとしてその取消しを求める訴訟において、当該風俗営業の営業所が右地域内に所在しているか否かは実体審理をしなければ判明しない程度に右施設の至近距離にあるときは、審理の結果、右営業所が制限地域内に所在していないことが明らかになったとしても、本案につき判決をすべきである。(補足意見がある。)

判決理由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律4条2項2号、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令6条2号及びこれらを受けて制定された風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第44号)3条1項3号は、同号所定の診療所等の施設につき善良で静穏な環境の下で円滑に業務を運営するという利益をも保護していると解すべきである。したがって、一般に、当該施設の設置者は、同号所定の風俗営業制限地域内に風俗営業が許可された場合には、右の利益を害されたことを理由として右許可処分の取消しを求める訴えを提起するにつき原告適格を有するというべきである。

ところで、原審の認定したところによれば、本件においては、元町セブンは司城医院の敷地からは30.39ないし32.20メートルの距離にあり、その周囲30メートル以内には所在せず、右風俗営業制限地域内において風俗営業が許可された場合には該当しないというのであるから、結果としては、上告人は本訴につき原告適格を有しないかにみえる。しかしながら、右事実関係からすれば、元町セブンは、それが制限地域内に所在しているか否かは実体審理をしなければ判明しない程度の至近距離内にあるのであるから、原審としては、上告人の原告適格を審査するに当たっては、処分の適否という本案についてと同一の審理をせざるを得ず、それなくして直ちに原告適格の有無を判断することはできない関係にある。したがって、そのような場合には、たとえ審理の結果当該施設が制限区域内に所在していないことが明らかになったとしても、審理は既に本案の判断をするに熟しているのであるから、単に右訴訟における原告適格を否定して訴え却下の訴訟判決をするのではなく、本案につき請求棄却の判決をするのが、訴訟の実際にかなうゆえんである。原審は、上告人の原告適格を認めた上で、許可に係る風俗営業が制限区域内にはない旨を認定し、本訴請求は棄却すべきであるとした上、不利益変更禁止の原則により、本件訴えを却下した一審判決を維持すべきものとして控訴を棄却したのであるから、この措置は正当として是認することができるが、原判決に所論の違法はない。」

裁判官園部逸夫、同可部恒雄の補足意見

「上告理由第二点についての裁判官園部逸夫の補足意見は、次のとおりである。

私は、本件の上告理由第二点に関して法廷意見に賛成するものであるが、本件が法廷意見の説示するような事案であるとしても、結局において、本件許可処分の相手方でない第

原告適格の参考判例

三者である上告人の原告適格を肯定していることに注目し、この機会に、抗告訴訟における第三者の原告適格と本件との関係について、私の立場からの見解を明らかにして置きたい。

行政事件訴訟法 9 条の定める「法律上の利益」の有無の判断については、最高裁昭和 33 年(オ)第 710 号同 37 年 1 月 19 日第二小法廷判決・民集 16 卷 1 号 57 頁(公衆浴場事件)を経て、最高裁昭和 57 年(行ツ)第 46 号平成元年 2 月 17 日第二小法廷判決・民集 43 卷 2 号 56 頁(新潟空港事件)及び最高裁平成元年(行ツ)第 130 号同 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 卷 6 号 571 頁(もんじゅ原子炉事件)等累次の判例により、解釈上の基準が緩和され、行政庁の処分の手方以外の第三者についても、一定の限界を付した上で、原告適格を認めるに至っている。第三者の利益は反射的利益に過ぎないとする原理論から見れば、抗告訴訟における原告適格の法理は、単なるヴァリエーションの域を脱してむしろ実質上変更されているといっても過言ではないであろう。

これらの判例の事案は、いずれも、訴訟実務上、法律上保護された利益とそれ以外の一般的利益、反射的利益とを明確に識別することのできる基準を設定することが困難であることを示している。今日、規制行政(下命・禁止の処分、授益処分を取り消す処分)の相手方による争訟と並んで、授益行政(許可等相手方に利益を付与する授益処分)における第三者による争訟がかなりの数に上っている。このような状況の下で、訴訟法上の規制に合理的解釈を施して社会の実情に対応した処理をすることは、国民の裁判を受ける権利の保障という観点からも必要なことではないかと考える。

本件において、被上告人が有限会社平成企画に対してした風俗営業許可処分に対し、第三者の地位にある上告人が右許可処分の取消しを求めたところ、原審は、制限地域内に診療所を設置している者であるか否かは本案の問題であるから、上告人は、診療所を開業する医師として、本件営業許可処分が、制限地域内の営業所に対してされた違法のものであることを理由として、右許可処分の取消しを求める原告適格を有するとしたのである。原審の判断は、本件処分の相手方でない第三者であっても、法の定める制限地域内にある場合には、一般的の公益の中に吸収解消されない個々人の個別的利益を判断し、これを法律上保護された利益として、右利益を「必然的に侵害されるおそれのある者」については、原告適格を認めることができるという見解に立っているものと解することができる。

問題は、右の「必然的に侵害されるおそれのある者」という判断を訴訟上どのように審理判断すべきであるかということである。私は、「診療所等の経営者で、所定の距離制限の要件を充たしていないとして営業許可処分の違法を主張する者は、その取消しを求める原告適格を有する」とした原審の解釈を妥当とするものであるが、右解釈が、右診療所等が所定の距離をはるかに超えた遠方に位置する場合をも含むものでないことは、法の常識に照らし明らかである。このことを前提とした上で、右診療所等と許可処分の対象となっている風俗営業所との距離が制限距離以内である場合はもちろん、制限距離以内にあることが訴え提起時に明確でない場合でも、制限距離内であると主張できる程度の範囲内にあることが認められる場合には、原告適格を有すると解するのが妥当であり、本件は、後者の場合に当たるのである。

私は、この問題については、実務と理論との架橋によって、事案の状況に応じた対応が必要ではないかと考え、行政事件訴訟法 9 条の定める「法律上の利益」には、法律上保護

原告適格の参考判例

された実体上の利益の有無について実体審理に基づく本案の判断を求める手続上の利益を含めることができると解釈する。したがって、本件において、原審が、上告人に原告適格を認めるに当たって、実体要件でありかつ手続要件でもある距離制限の要件について、その審理判断をいずれも本案の問題であると解したことは、右に述べた意味において、上告人に「法律上の利益」を認めた正当な解釈として、これを是認するものである。

裁判官可部恒雄は、裁判官園部逸夫の補足意見に同調する。」

原告適格の参考判例

13 都市計画法の開発許可取消請求事件（開発区域周辺住民の原告適格）

最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決・民集51巻1号250頁

判決要旨

開発区域内の土地が都市計画法(平成4年法律第82号による改正前のもの)33条1項7号にいうがけ崩れのおそれが多い土地等に当たる場合には、がけ崩れ等により生命、身体等に直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消訴訟の原告適格を有する。

判決理由

「一 本件訴えは、平成4年2月24日に被上告人が公栄リアルエステート株式会社及び株式会社エッチアンドエム都市計画建築事務所に対し都市計画法(同年法律第82号による改正前のもの。以下同じ。)29条に基づいてした開発許可が違法であるとして、当該許可に係る開発区域に近接する地域に居住する上告人らが、その取消しを求めるといものである。

行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分取消しを求めにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである(最高裁平成元年(行コ)第130号同4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁参照)。

二 右の見地に立って、本件訴えについての上告人逢澤綾久、同多田勝(以下「上告人逢澤ら」という。)の原告適格について検討する。

1 所論は、上告人逢澤ら個々人の利益を保護する趣旨を含む規定として都市計画法33条1項14号を指摘する。しかし、同号が上告人逢澤らの個別的利益を保護する趣旨の規定であるとは解されない。その理由は、次のとおりである。

確かに、開発許可の基準を規定している同項のうち14号は、開発行為をしようとする土地等につき当該開発行為の施行等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを許可基準と定めている。しかし、右規定は、開発許可をしても、許可を受けた者が開発区域等について私法上の権原を取得しない限り開発行為等をするとはできないことから、開発行為の施行等につき相当程度の見込みがあることを許可の要件とすることにより、無意味な結果となる開発許可の申請をあらかじめ制限するために設けられているものと解され、開発許可をすることは、右の権利に何ら影響を及ぼすものではない。したがって、右の規定が右の権利者個々人の権利を保護する趣旨を含むものと解することはできない。

原告適格の参考判例

2 ところで、原判決の摘示するところによれば、上告人逢澤らは、本件の開発区域に近接する肩書住所地に居住しており、本件開発許可に基づく開発行為によって起こり得るがけ崩れ等により、その生命、身体等を侵害されるおそれがあると主張しているところ、都市計画法33条1項7号は、開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていることを開発許可の基準としている。この規定は、右のような土地において安全上必要な措置を講じないままに開発行為を行うときは、その結果、がけ崩れ等の災害が発生して、人の生命、身体の安全等が脅かされるおそれがあることにかんがみ、そのような災害を防止するために、開発許可の段階で、開発行為の設計内容を十分審査し、右の措置が講ぜられるように設計が定められている場合にのみ許可をすることとしているものである。そして、このがけ崩れ等が起きた場合における被害は、開発区域内のみならず開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民に直接的に及ぶことが予想される。また、同条2項は、同条1項7号の基準を適用するについて必要な技術的細目を政令で定めることとしており、その委任に基づき定められた都市計画法施行令28条、都市計画法施行規則23条、同規則（平成5年建設省令第8号による改正前のもの）27条の各規定をみると、同法33条1項7号は、開発許可に際し、がけ崩れ等を防止するためにがけ面、擁壁等に施すべき措置について具体的かつ詳細に審査すべきこととしているものと解される。以上のような同号の趣旨・目的、同号が開発許可を通して保護しようとしている利益の内容・性質等にかんがみれば、同号は、がけ崩れ等のおそれのない良好な都市環境の保持・形成を図るとともに、がけ崩れ等による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域内外の一定範囲の地域の住民の生命、身体の安全等を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。そうすると、開発区域内の土地が同号にいうがけ崩れのおそれが多い土地等に当たる場合には、がけ崩れ等による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。なお、都市計画法の目的を定める同法1条の規定及び都市計画の基本理念を定める同法2条の規定には、開発区域周辺の住民個々人の個別的利益を保護する趣旨を含むことをうかがわせる文言は見当たらないが、そのことは、同法33条1項7号に関する以上の解釈を妨げるものではない。

以上の理解に立って本件をみると、本件開発区域は急傾斜の斜面上にあり、本件開発行為は、6階建ての共同住宅の建築の用に供する目的で、斜面の一部を掘削して整地し、擁壁を設置するなどというものであるところ、上告人逢澤らは、右斜面の上方又は下方の本件開発区域に近接した土地に居住している者であることが記録上明らかである。そうすると、都市計画法33条1項7号が開発区域の周辺住民個々人の利益を保護する趣旨を含むものではないという解釈に基づき、本件開発区域内の土地が同号にいうがけ崩れのおそれが多い土地等に当たるかどうか、及び上告人逢澤らががけ崩れ等による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者であるかどうかについて、何らの検討もすることなく、上告人逢澤らの原告適格を否定した原判決及び第一審判決は、いずれも法令の解釈適用を誤るものであり、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかである。」

原告適格の参考判例

14 風俗営業許可処分取消請求事件（風俗営業制限地域居住者の原告適格）

最高裁判所平成 10 年 12 月 17 日第一小法廷判決・民集 52 巻 9 号 1821 頁

判決要旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第 6 条第 1 号イの定める基準に従って規定された都道府県の条例所定の風俗営業制限地域に居住する者は、同地域内における風俗営業許可処分の取消しを求める原告適格を有しない。

判決理由

「一 本件は、平成 5 年 12 月 27 日に被上告人が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）3 条 1 項に基づいてしたばちんこ屋の営業許可が違法であるとして、当該ばちんこ屋の近隣住民である上告人らが、その取消しを求める事件である。

行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである（最高裁平成元年（行ツ）第 130 号同 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 巻 6 号 571 頁、最高裁平成 6 年（行ツ）第 189 号同 9 年 1 月 28 日第三小法廷判決・民集 51 巻 1 号 250 頁参照）。

二 右の見地に立って、本件訴えについての上告人らの原告適格について検討する。

法は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする（法 1 条）。右の目的規定から、法の風俗営業の許可に関する規定が一般的公益の保護に加えて個々人の個別的利益をも保護すべきものとする趣旨を含むことを読み取ることは、困難である。

また、風俗営業の許可の基準を定める法 4 条 2 項 2 号は、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に営業所があるときは、風俗営業の許可をしてはならないと規定している。右の規定は、具体的地域指定を条例に、その基準の決定を政令にゆだねており、それらが公益に加えて個々人の個別的利益をも保護するものとするを禁じているとまでは解されないものの、良好な風俗環境の保全という公益的な見地から風俗営業の制限地域の指定を行うことを予定しているものと解されるのであって、同号自体が当該営業制限地域の居

原告適格の参考判例

住者個々人の個別的利益をも保護することを目的としているものとは解し難い。

ところで、右の法の委任を受けて規定された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）6条1号ロ及び2号は、特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある特定の施設に着目して、当該施設の周囲おおむね百メートルの区域内の地域を風俗営業の制限地域とすべきことを基準として定めている。この規定は、当該特定の施設の設置者の有する個別的利益を特に保護しようとするものと解されるから、法4条2項2号を受けて右基準に従って定められた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年東京都条例第128号）（以下「施行条例」という。）3条1項2号は、同号所定の施設につき善良で静穏な環境の下で円滑に業務をするという利益をも保護していると解すべきである（最高裁平成4年（行ツ）第109号同6年9月27日第三小法廷判決・裁判集民事173号111頁参照）。これに対し、施行令6条1号イの規定は、「住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域」を風俗営業の制限地域とすべきことを基準として定めており、一定の広がりのある地域の良好な風俗環境を一般的に保護しようとしていることが明らかであって、同号ロのように特定の個別的利益の保護を図ることをうかがわせる文言は見当たらない。このことに、前記のとおり法1条にも法4条2項2号自体にも個々人の個別的利益の保護をうかがわせる文言がないこと、同号にいう「良好な風俗環境」の中で生活する利益は専ら公益の面から保護することとしてもその性質にそぐわないとはいえないことを併せ考えれば、施行令6条1号イの規定は、専ら公益保護の観点から基準を定めていると解するのが相当である。そうすると、右基準に従って規定された施行条例3条1項1号は、同号所定の地域に居住する住民の個別的利益を保護する趣旨を含まないものと解される。したがって、右地域に居住する者は、風俗営業の許可の取消しを求める原告適格を有するとはいえない。」

原告適格の参考判例

15 環状6号線道路拡幅事業認可処分等取消訴訟

最高裁判所平成 11 年 11 月 25 日第一小法廷判決・判例時報 1698 号 66 頁

判決要旨

都市計画事業の事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学しているが事業地内の不動産につき権利を有しない者は、都市計画法第 59 条第 2 項に基づく同事業の認可処分又は同条 3 項に基づく同事業の承認処分の取消しを求める原告適格を有しない。

判決理由

「一 本件は、被上告人が都市計画法（平成 3 年法律第 39 号による改正前のもの。以下「法」という。）59 条 2 項に基づいて東京都知事に対してした環状 6 号線道路拡幅事業の認可処分及び同条 3 項に基づいて首都高速道路公団に対してした中央環状新宿線建設事業の承認処分（以下、これらの処分を「本件各処分」という。）が違法であるとして、右各事業の事業地内の不動産につき権利を有し又は同事業地の周辺地域に居住し若しくは通勤、通学する上告人らが、本件各処分の取消しを求める事件である。

二 行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するところ、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

三 右の見地に立って、本件訴えについての上告人らの原告適格について検討する。

1 都市計画事業の認可又は承認（以下「認可等」という。）が告示される（法62条1項）と、（1）事業地内において当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設を行うこと等が制限され（法65条1項）、（2）事業地内の土地建物等を有償譲渡しようとする際には、施行者に優先的にこれらを買取ることができる権利が与えられ（法67条）、（3）認可等をもって土地収用法20条の規定による事業の認定に代え、右告示をもって同法26条1項の規定による事業認定の告示とみなした上、都市計画事業を同法の事業に該当するものとみなして同法の手続により土地の収用、使用をすることができるものとされている（法69条以下）。これらの規定によれば、事業地内の不動産につき権利を有する者は、認可等の取消しを求める原告適格を有するものと解される。

2 これに対し、事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学するにとどまる者については、認可等によりその権利若しくは法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあると解すべき根拠はない。すなわち、法の目的を定める法1条、都市計画の基本理念を定める法2条、都市計画の基準を定める法13条、認可等の基準を定める法61条等の規定をみても、法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するなどの公益的見地から、都市計画施設の整備に関する事業の認可等を規制することとしていると解されるのであって、これらの規定を通して事業地周辺に居住する住民等個々人の個別的利益を保護しようとする趣旨を含むものと

原告適格の参考判例

解することはできない。法13条1項柱書き後段が当該都市について公害防止計画が定められているときは都市計画は当該公害防止計画に適合したものでなければならないとしているのも、都市計画が健康で文化的な都市生活を確保することを基本理念とすべきであること等にかんがみ、都市計画がその妨げとならないようにするための規定であって、やはり専ら公益的観点から設けられたものと解すべきである。また、法は、公聴会を開催するなどして住民の意見を都市計画の案の作成に反映させることとし（法16条1項）、都市計画の案について住民に意見書提出の機会を与えることとしている（法17条2項）が、これらの規定も、都市計画に住民の意見を広く反映させて、その実効性を高めるという公益目的の規定と解されるのであって、これをもって住民の個別的利益を保護する趣旨を含む規定ということとはできない。そうすると、本件各処分に係る事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学しているが事業地内の不動産につき権利を有しない上告人らは、本件各処分の取消しを求める原告適格を有しないというべきである。」

原告適格の参考判例

16 墓地経営許可処分取消請求事件

最高裁判所平成 12 年 3 月 17 日第二小法廷判決・裁判集民事 197 号 661 頁

判決要旨

知事が墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項に基づき大阪府墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和 60 年大阪府条例第 3 号）第 7 条第 1 号の基準に従ってした墓地の経営許可の取消訴訟につき、墓地から 300 メートルに満たない地域に敷地がある住宅等に居住する者は原告適格を有しない。

判決理由

「墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）10条1項は、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定するのみで、右許可の要件について特に規定していない。これは、墓地等の經營が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみ難いことにかんがみ、墓地等の經營に関する許否の判断を都道府県知事の広範な裁量にゆだねる趣旨に出たものであって、法は、墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする法の趣旨に従い、都道府県知事が、公益的見地から、墓地等の經營の許可に関する許否の判断を行うことを予定しているものと解される。法10条1項自体が当該墓地等の周辺に居住する者個々人の個別的利益をも保護することを目的としているものとは解し難い。また、大阪府墓地等の經營の許可等に関する条例（昭和60年大阪府条例第3号）7条1号は、墓地及び火葬場の設置場所の基準として、「住宅、学校、病院、事務所、店舗その他これらに類する施設の敷地から三百メートル以上離れていること。ただし、知事が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」と規定している。しかし、同号は、その周辺に墓地及び火葬場を設置することが制限されるべき施設を住宅、事務所、店舗を含めて広く規定しており、その制限の解除は専ら公益的見地から行われるものとされていることにかんがみれば、同号がある特定の施設に着目して当該施設の設置者の個別的利益を特に保護しようとする趣旨を含むものとは解し難い。したがって、墓地から300メートルに満たない地域に敷地がある住宅等に居住する者が法10条1項に基づいて大阪府知事のした墓地の經營許可の取消しを求める原告適格を有するものということとはできない。」

原告適格の参考判例

17 林地開発行為許可処分取消請求事件

最高裁判所平成 13 年 3 月 13 日第三小法廷判決・民集 55 卷 2 号 283 頁

判決要旨

土砂の流出又は崩壊、水害等の災害により生命、身体等に直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、森林法（平成 11 年法律第 87 号による改正前のもの）第 10 条の 2 による開発許可の取消訴訟の原告適格を有する。

判決理由

「1 本件訴えは、上告人が平成 5 年 4 月 20 日に御園開発株式会社に対し森林法（平成 11 年法律第 87 号による改正前のもの。以下同じ。）10 条の 2 に基づいてした開発許可について、開発区域の周辺に居住し又は立木等を所有するなどする被上告人らがこれを違法であるとして、その取消しを求めたものである。

（中略）

（1）行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである（最高裁平成元年（行ツ）第 130 号同 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 卷 6 号 571 頁、最高裁平成 6 年（行ツ）第 189 号同 9 年 1 月 28 日第三小法廷判決・民集 51 卷 1 号 250 頁参照）。

（2）上記の見地に立って、本件訴えについての被上告人らの原告適格について検討する。

ア 本件において、被上告人 F 及び同 G は、本件開発区域に近接する住居に居住しており、本件開発許可に基づく開発行為によって起こり得る土砂の流出又は崩壊その他の災害あるいは水害により、その生命、身体等を侵害されるおそれがあると主張している。そこで検討するのに、森林法 10 条の 2 第 2 項 1 号は、当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないことを、また、同項 1 号の 2 は、当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないことを開発許可の要件としている。これらの規定は、森林において必要な防災措置を講じないままに開発行為を行うときは、その結果、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が発生して、人の生命、身体的安全等が脅かされるおそれがあることにかんがみ、開発許可の段階で、開発行為の設計内容を十分審査し、当該開発行為により土砂の流出又は崩壊、水害等の災害を発生させるおそ

原告適格の参考判例

れがない場合にのみ許可をすることとしているものである。そして、この土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が発生した場合における被害は、当該開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民に直接的に及ぶことが予想される。以上のような上記各号の趣旨・目的、これらが開発許可を通して保護しようとしている利益の内容・性質等にかんがみれば、これらの規定は、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害防止機能という森林の有する公益的機能の確保を図るとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。そうすると、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記1の事実によれば、本件開発区域は、過去に2度水害が発生している小里川の上流に位置し、その水源となっており、本件開発行為は、開発区域の面積が117.1044haに及びゴルフ場の造成を目的とするものであって、同川の流域では上記ゴルフ場を含め合計6箇所のゴルフ場建設が予定されているところ、被上告人F及び同Gは、小里川に臨む山の斜面上に位置している本件開発区域の下方で、同川に近接した高低差の小さい地点に所在する住居に居住していることが記録上明らかであるから、同被上告人らは、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者と認めるのが相当である。原判決中、同被上告人らの原告適格を肯定した部分は、これと同旨をいうものとして、是認することができる。この点に関する論旨は採用することができない。

イ しかし、森林法10条の2第2項1号及び同項1号の2の規定から、周辺住民の生命、身体の安全等の保護に加えて周辺土地の所有権等の財産権までを個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むことを読み取することは困難である。また、同項2号は、当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないことを、同項3号は、当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないことを開発許可の要件としているけれども、これらの規定は、水の確保や良好な環境の保全という公益的な見地から開発許可の審査を行うことを予定しているものと解されるのであって、周辺住民等の個々人の個別的利益を保護する趣旨を含むものと解することはできない。

本件においては、前記1の事実によれば、被上告人A、同B、同C及び同Dは、本件開発区域内又はその周辺に所在する土地上に立木を所有し、同Eは、小里川から取水して農業を営んでいるにすぎないというのであるから、同被上告人らが本件開発許可の取消しを求める原告適格を有するということとはできず、他に、同被上告人らが原告適格を有すると解すべき根拠は記録上も見当たらない。」

原告適格の参考判例

18 総合設計許可取消請求事件 [その1]

最高裁判所平成 14 年 1 月 22 日第三小法廷判決・民集 56 卷 1 号 46 頁

判決要旨

建築基準法（平成 4 年法律第 82 号による改正前のもの）第 59 条の 2 第 1 項に基づきいわゆる総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、同許可の取消訴訟の原告適格を有する。

判決理由

「1 本件は、千代田生命保険相互会社（以下「千代田生命」という。）に対し、平成 4 年 7 月 7 日付けで被上告人東京都知事が建築基準法（平成 4 年法律第 82 号による改正前のもの。以下同じ。）59 条の 2 第 1 項に基づいてしたいいわゆる総合設計許可（以下「本件総合設計許可」という。）及び都市計画法（平成 4 年法律第 82 号による改正前のもの。以下同じ。）8 条 1 項 3 号に規定する都市計画である「東京都市計画高度地区」（東京都渋谷区決定・平成元年東京都渋谷区告示第 61 号）に基づいてした許可（以下「本件都市計画許可」といい、本件総合設計許可と併せて「本件各許可」という。）並びに同 5 年 5 月 17 日付けで被上告人東京都建築主事がした建築確認（以下「本件建築確認」という。）が違法であるとして、上告人らが被上告人らに対しこれらの取消しを請求する事案である。

（中略）

（1）行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである（最高裁平成元年（行ツ）第 130 号同 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 卷 6 号 571 頁、最高裁平成 6 年（行ツ）第 189 号同 9 年 1 月 28 日第三小法廷判決・民集 51 卷 1 号 250 頁参照）。

（2）上記の見地に立って、まず、上告人らの本件総合設計許可の取消しを求める原告適格について検討する。

建築基準法は、52 条において建築物の容積率制限、55 条及び 56 条において高さ制限を定めているところ、これらの規定は、本来、建築密度、建築物の規模等を規制することにより、建築物の敷地上に適度な空間を確保し、もって、当該建築物及びこれに隣接する建築物等における日照、通風、採光等を良好に保つことを目的とするものであるが、そのほか、当該建築物に火災その他の災害が発生した場合に、隣接する建築物等に延焼するなどの危険を抑制することをその目的に含むものと解するのが相当である。そして、同法 59 条の

原告適格の参考判例

2第1項は、上記の制限を超える建築物の建築につき、一定規模以上の広さの敷地を有し、かつ、敷地内に一定規模以上の空地を有する場合においては、安全、防火等の観点から支障がないと認められることなどの要件を満たすときに限り、これらの制限を緩和することを認めている。このように、同項は、必要な空間を確保することなどを要件として、これらの制限を緩和して大規模な建築物を建築することを可能にするものである。容積率制限や高さ制限の規定の上記の趣旨・目的等をも考慮すれば、同項が必要な空間を確保することとしているのは、当該建築物及びその周辺の建築物における日照、通風、採光等を良好に保つなど快適な居住環境を確保することができるようにするとともに、地震、火災等により当該建築物が倒壊、炎上するなど万一の事態が生じた場合に、その周辺の建築物やその居住者に重大な被害が及ぶことがないようにするためであると解される。そして、同項は、特定行政庁が、以上の各点について適切な設計がされているかどうかなどを審査し、安全、防火等の観点から支障がないと認めた場合にのみ許可をすることとしているのである。以上のような同項の趣旨・目的、同項が総合設計許可を通して保護しようとしている利益の内容・性質等に加え、同法が建築物の敷地、構造等に関する最低の基準を定めて国民の生命、健康及び財産の保護を図ることなどを目的とするものである（1条）ことにかんがみれば、同法59条の2第1項は、上記許可に係る建築物の建築が市街地の環境の整備改善に資するようにするとともに、当該建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。そうすると、総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。

前記事実関係によれば、上告人C及び同D以外の上告人らが居住し、かつ、所有する建築物並びに同C及び同Dの所有する建築物は、いずれも本件建築物が倒壊すれば直接損傷を受ける蓋然性がある範囲内にあるものといえることができる。したがって、上告人らは、本件総合設計許可の取消しを求める原告適格を有するものといえるべきである。（中略）

（3）次に、上告人らの本件都市計画許可の取消しを求める原告適格について検討する。

総合設計許可について前述したところにかんがみれば、東京都市計画高度地区による第3種高度斜線制限は、その趣旨・目的等に照らし、敷地の北側境界線からの距離に応じた斜線方式による建築物の各部分の高さを制限し、周辺の日照、通風、採光等を良好に保つなど快適な居住環境を確保することができるようにするとともに、当該建築物が地震、火災等により倒壊、炎上するなどの事態が生じた場合に、その周辺の建築物や居住者に被害が及ぶことを防止することを目的とするものと解するのが相当である。したがって、第3種高度斜線制限の適用除外の許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、その生命、身体の安全等又は財産としての建築物を個別的利益としても保護されているものと解されるのであり、上記許可の取消しを求める原告適格を有するものと解するのが相当である。」

原告適格の参考判例

19 総合設計許可取消請求事件 [その2]

最高裁判所平成 14 年 3 月 28 日第一小法廷判決・民集 56 卷 3 号 613 頁

判決要旨

建築基準法（平成 4 年法律第 82 号による改正前のもの）第 59 条の 2 第 1 項に基づくいわゆる総合設計許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者は、同許可の取消訴訟の原告適格を有する。

判決理由

「1 本件は、被上告人が、住宅・都市整備公団（以下「公団」という。）に対し平成 4 年 11 月 13 日付けでした建築基準法（平成 4 年法律第 82 号による改正前のもの。以下同じ。）59 条の 2 第 1 項に基づくいわゆる総合設計許可（以下「本件総合設計許可」という。）及び同法施行令（平成 5 年政令第 170 号による改正前のもの。以下同じ。）131 条の 2 第 2 項に基づく認定処分（以下「本件認定処分」という。）について、上告人らが、被上告人に対し、これらが違法であるとして、その取消しを請求する事案である。

（中略）

（1） 行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も上記の法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである（最高裁平成元年（行ツ）第 130 号同 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 卷 6 号 571 頁、最高裁平成 6 年（行ツ）第 189 号同 9 年 1 月 28 日第三小法廷判決・民集 51 卷 1 号 250 頁参照）。

（2） 上記の見地に立って、上告人らの本件総合設計許可の取消しを求める原告適格について検討する。

建築基準法は、建築物の敷地、構造等に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることなどを目的とするものである（1条）ところ、同法59条の2第1項は、同法52条の容積率制限、同法55条又は56条の高さ制限の特例として、一定規模以上の広さの敷地を有し、かつ、敷地内に一定規模以上の空地を有する場合に限り、安全、防火、衛生等の観点から支障がないと認められることなどの要件の下に、これらの制限を緩和することを認めている。容積率制限や高さ制限の規定の趣旨・目的等をも考慮すれば、同法59条の2第1項の規定は、これらの制限の緩和を認めて大規模な建築物を建築することを可能にする一方で、必要な空間を確保することにより、当該建築物及びその周辺の建築物における日照、通風、採光等を良好に保つなど快適な居住環境を確保することができるようにするとともに、当該建築物が地震、火災等により倒壊、炎上するなど万一の事態が

原告適格の参考判例

生じた場合に、その周辺の建築物やその居住者に重大な被害が及ぶことのないよう適切な設計がされていることなどを審査し、安全、防火、衛生等の観点から支障がないと認められる場合にのみ許可をすることとしているものと解される（最高裁平成9年（行ツ）第7号同14年1月22日第三小法廷判決・民集56巻1号登載予定参照）。以上のような同項の趣旨・目的、同項が総合設計許可を通して保護しようとしている利益の内容・性質等にかんがみれば、同項は、上記許可に係る建築物の建築が市街地の環境の整備改善に資するようになるとともに、当該建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者の健康を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。そうすると、総合設計許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物の居住者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。

前記事実関係によれば、上告人A外4名は、いずれもその居住する建築物が、本件建築物により日照を阻害されるから、本件総合設計許可の取消しを求める原告適格を有するものというべきである。（中略）

これに対し、上告人A外4名以外の上告人らは、その居住する建築物が本件建築物により日照等を阻害される旨の主張をしておらず、他に本件総合設計許可の取消しを求める法律上の利益があるというべき根拠は見いだせないから、原判決中同上告人らにつき本件総合設計許可の取消しを求める原告適格を否定し、その取消しを求める訴えを却下すべきものとした原審の判断は、結論において是認することができる。」

原告適格の参考判例

20 永田町小学校廃止条例取消訴訟

最高裁判所平成 14 年 4 月 25 日第一小法廷判決

判決要旨

東京都千代田区内に設置されていたすべての区立小学校を廃止し、新たに区立小学校 8 校を設置すること等をその内容とする条例は、子が通学していた区立小学校の廃止後に新たに設置され就学校として指定を受けた区立小学校が子らにとって社会生活上通学することができる範囲内にはないものとは認められないときは、一般的規範にほかならず、抗告訴訟の対象となる処分当たらない。

判決理由

「本件条例は、東京都千代田区内に設置されていたすべての区立小学校を廃止し、新たに区立小学校 8 校を設置すること等をその内容とするものであるところ、原審が適法に確定した事実関係によれば、上告人らの子が通学していた区立小学校の廃止後に新たに設置され就学校として指定を受けた区立小学校は、上告人らの子らにとって社会生活上通学することができる範囲内にはないものとは認められない。これによれば、本件条例は一般的規範にほかならず、上告人らは、被上告人東京都千代田区が社会生活上通学可能な範囲内に設置する小学校においてその子らに法定年限の普通教育を受けさせる権利ないし法的利益を有するが、具体的に特定の区立小学校で教育を受けさせる権利ないし法的利益を有するとはいえないとして、本件条例が抗告訴訟の対象となる処分当たらないとした原審の判断は、正当として是認することができる。」

本判決で正当とされた原審の判断

「本件条例は、小学校についていえば、千代田区に設置されていたすべての区立小学校（14 校）を廃止し、新たに区立小学校 8 校を設置することを内容とするもので、その内容自体一般的なものであって特定の個人に向けられたものではなく、また、控訴人らは、その子女に市町村（あるいは東京都の区）が設置する学校において法定年限の普通教育を受けさせる権利ないし利益を有するものではあるが（憲法26条、教育基本法3、4条、学校教育法29条等）右権利ないし利益は、市町村等が社会生活上通学可能な範囲内に設置する学校で教育を受けさせることができるというに止まり、具体的に特定の学校で教育を受けさせることまでをも含むものとは考えられない。控訴人らが、その子女を永田町小学校に通学させ、同校で教育を受けさせることができたのは、永田町小学校が設置されて、一般の利用に供せられ、同校を就学校として指定されていたことによるものであって、控訴人らが既得権として主張する、その子女に永田町小学校で教育を受けさせるという利益は、事実上の利益に過ぎず、これをもって、法的に保護された権利あるいは法的地位ということとはできない。そして、永田町小学校の廃止後に新たに設置され、控訴人らの児童が就学校として指定を受けた千代田麴町小学校は、永田町小学校から直線距離にして約800メートルしか離れておらず（証拠略）、永田町小学校に通学していた児童にとって、社会生活上通学することが不可能なものとは考えられない。」

原告適格の参考判例

21 産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求事件に対する補助参加申立て
最高裁判所平成 15 年 1 月 24 日第三小法廷決定・裁判所時報 1332 号 3 頁

決定要旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 9 年法律第 85 号による改正前のもの）第 15 条第 1 項に基づく産業廃棄物のいわゆる管理型最終処分場の設置許可申請に対する不許可処分の取消訴訟において、当該施設から有害な物質が排出された場合に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に当たる者は、補助参加の利益を有する。

決定理由

「1 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。

(1) 本件の本案訴訟（岡山地方裁判所平成 11 年（行ウ）第 20 号産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求事件）は、原告人が、岡山県知事に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 9 年法律第 85 号による改正前のもの。以下「廃棄物処理法」という。）15 条に基づいて岡山県和気郡吉永町都留岐字釜ヶ谷所在の土地を設置予定地とする産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（平成 9 年政令第 353 号による改正前のもの）7 条 14 号八所定の産業廃棄物のいわゆる管理型最終処分場（以下「本件施設」という。）の設置許可申請に対して同知事から受けた不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）について、その取消しを請求する行政訴訟である。

(2) 本案訴訟において、相手方ら（相手方吉永町を除く。以下同じ。）は、本件施設の設置予定地を水源とする水道水ないし井戸水を飲料水等として使用しており、本件施設が設置されればその生命、健康が損なわれるおそれがあるなどと主張して、民訴法 42 条に基づき、被告を補助するため補助参加を申し出たところ、原告人はこれに対して異議を述べた。

2 原々審は、相手方らの申出に係る補助参加を許す旨の決定をし、原審も、同決定に対する原告人の抗告を棄却した。その理由の要旨は、本案訴訟において被告が敗訴した場合には、本件施設が建設され、その操業により、相手方らの生命、身体の安全が脅かされるおそれが生じることなどから、相手方らは、民訴法 42 条所定の「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に当たるというにある。

3 本件の本案訴訟において本件不許可処分を取り消す判決がされ、同判決が確定すれば、岡山県知事は、他に不許可事由がない限り、同判決の趣旨に従い、原告人に対し、本件施設設置許可処分をすることになる（行政事件訴訟法 33 条 2 項）。ところで、廃棄物処理法 15 条 2 項 2 号は、産業廃棄物処理施設である最終処分場の設置により周辺地域に災害が発生することを未然に防止するため、都道府県知事が産業廃棄物処理施設設置許可処分を行うについて、産業廃棄物処理施設が「産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、厚生省令で定めるところにより、災害防止のための計画が定められているものであること」を要件として規定しており、同号を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 31 号による改正前のもの）12 条の 3 は、災害防止のための計画において定めるべき事項を規定している。また、廃棄物処理法 15 条 2 項 1 号は、産業廃棄物処理施設設置許可につき、申請に係る産業廃棄物処理施設が「厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していること」を要件としているが、この規定は、同項 2 号の規定と併せ読めば、周辺地域に災害が発生すること

原告適格の参考判例

を未然に防止するという観点からも上記の技術上の基準に適合するかどうかの審査を行うことを定めているものと解するのが相当である。そして、人体に有害な物質を含む産業廃棄物の処理施設である管理型最終処分場については、設置許可処分における審査に過誤、欠落があり有害な物質が許容限度を超えて排出された場合には、その周辺に居住する者の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの災害を引き起こすことがあり得る。このような同項の趣旨・目的及び上記の災害による被害の内容・性質等を考慮すると、同項は、管理型最終処分場について、その周辺に居住し、当該施設から有害な物質が排出された場合に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、上記の範囲の住民に当たることが疎明された者は、民訴法42条にいう「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に当たるものと解するのが相当である。」